令和6年度新たに住民税非課税等となった世帯へ　世田谷区価格高騰重点支援給付金を支給します

支給対象世帯

6年6月3日に世田谷区に住民登録がある世帯のうち、世帯全員の6年度の住民税所得割が非課税の世帯
※前記に該当する場合でも、以下の世帯は**対象外**です。
- 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯
- 租税条約による住民税の免除を届け出ている方を含む世帯
- 5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金の対象世帯
- 5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金の対象世帯の世帯主であった方を含む世帯
- 既に他の自治体から世帯主として本給付金と同趣旨の給付金を受給した方を含む世帯

支給額

対象世帯1世帯につき10万円
(加算対象となる児童1人につき5万円を追加支給)
※原則、6年6月3日時点で、生計を同一にしている児童について加算されます。

手続き方法

❶対象と思われる世帯のうち、世帯主がマイナポータルで公金受取口座を登録している世帯
支給のお知らせ(ハガキ)をお送りします。
原則として手続きは不要で、公金受取口座に振り込みます。
発送時期／7月29日頃

❷対象と思われる世帯のうち、❶以外の世帯
確認書兼申請書(封書)をお送りします。
オンラインまたは郵送で申請してください。
発送時期／8月28日頃　**返送(申請)期限**／10月31日(消印)

※対象世帯であっても、課税状況の変更により非課税世帯になった場合など、ご自身でのお申し出が必要な場合があります。詳しくは、区HP 210020 をご覧いただくか、お問い合わせください。

手続き方法①の流れ

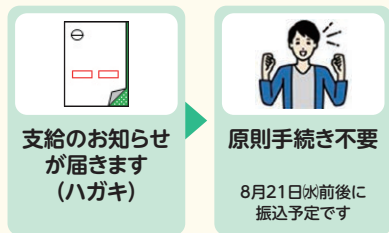

手続き方法②の流れ

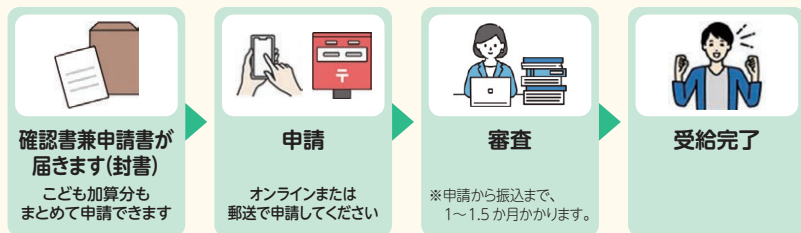

定額減税しきれないと見込まれる方へ　調整給付金を支給します

支給対象者

令和6年分所得税と6年度の個人住民税所得割について、定額減税しきれないと見込まれる方

支給額

所得税と住民税の定額減税しきれない額を合計し、1万円単位で切り上げた額
※定額減税額：1人4万円(所得税3万円、住民税1万円)×
減税対象人数(納税義務者本人+扶養親族)

手続き方法

❶支給対象者のうち、マイナポータルで公金受取口座を登録している方
支給のお知らせ(ハガキ)をお送りします。
原則として手続きは不要で、公金受取口座に振り込みます。
発送時期／7月16日頃

❷支給対象者のうち、❶以外の方
確認書(封書)をお送りします。
オンラインまたは郵送で申請してください。
発送時期／8月1日頃
返送(申請)期限／9月30日(消印)
区HP 210026

備　考

住民税の定額減税については 区HP 208638 をご覧ください。

手続き方法①の流れ

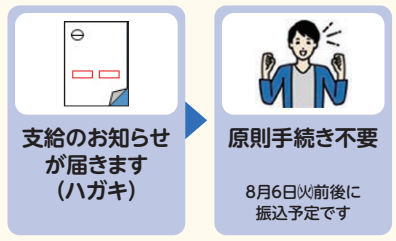

手続き方法②の流れ

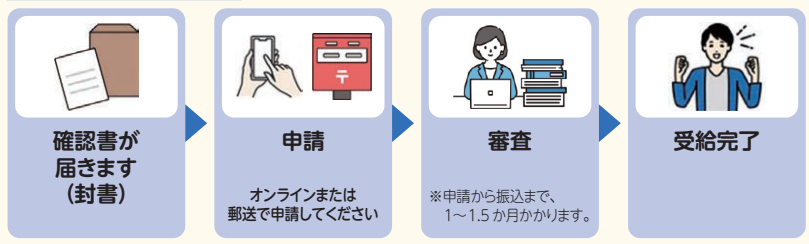

備住所変更等により通知が届かないと思われる場合は、お問い合わせください。
担当＝保健福祉政策課 臨時特別給付担当
問世田谷区重点支援給付金コールセンター ☎03-6733-8712 (午前8時30分～午後8時 ※土・日曜、祝・休日を除く。)

令和6年度 補正予算が成立しました

第2回区議会定例会において、6年度世田谷区一般会計第1次補正予算が、可決・成立しました。

今回は、東京都の財源を活用した保育所等における安全対策支援事業の拡充やHPVワクチン男性接種費用の助成、本庁舎等整備工事の工期延伸への対応など、速やかに対応すべき施策について、補正を行いました。

※補正予算書及び補正予算概要は 区HP 210088 及び 区HP 210090 でご覧になれます。

●一般会計予算額

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
3715億5155万円	**7億6712万円**	3723億1866万円

※特別会計の補正は、今回はありませんでした。
*表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

問財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

今月の手話

本号から手話イラストを掲載します

4月に「世田谷区手話言語条例」を施行しました

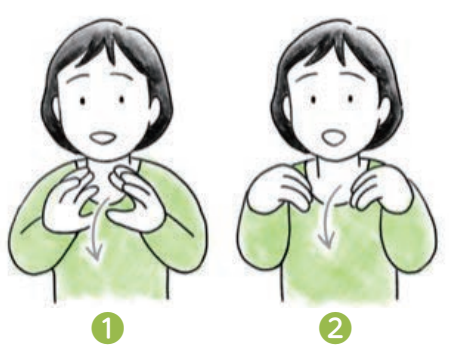

＝「世田谷」

世界と谷の組み合わせで「世田谷」を表現しています。
❶丸めた両手の指先を向かい合わせて、前に回転させる。
❷両手をV字形に下ろす。

問障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021